

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	姫路市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212077/_9328/tokuteikojinhogo.html">http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212077/_9328/tokuteikojinhogo.html</a>

執行機関名 姫路市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 市長の項 軽・中度難聴児の補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	姫路市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、兵庫県軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成25年4月1日制定）の規定に基づき、身体障害者手帳の交付対象に至らない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

姫路市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱